

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正に伴うお取引時確認の変更に関するお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正について

当金庫では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます）にもとづき、口座開設等の際に「お取引時確認」（本人確認書類のご提示、ご職業、お取引を行う目的等などの確認）をさせていただいておりますが、同法の改正により平成28年10月1日からお取り扱いが一部変更になります。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

【平成28年10月1日からの主な変更点】

1. 健康保険証等の顔写真がないご本人確認書類のお取り扱いの変更
2. 外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引に係る確認の追加
3. 法人のお客様の実質的支配者の確認方法の変更
4. 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更
5. 公共料金、入学金・授業料等を納付する際のお取引時確認の簡素化

1. 健康保険証等の顔写真がないご本人確認書類のお取り扱いの変更

お客様のおなまえ・おところ・生年月日を確認させていただく際に、健康保険証等の顔写真がないご本人確認書類をご提示いただいた場合、他のご本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

本人確認書類	改正後 (平成28年10月1日以降)	改正前 (平成28年9月30日まで)
・各種健康保険証 ・共済組合の組合員証 ・国民年金手帳 ・後期高齢者医療被保険者証 ・児童扶養手当証書 等	原本のご提示 ＋ 他の本人確認書類（※1） または 現住居の記載のある公共料金の 領収書の原本のご提示等（※2）	原本のご提示

※1 住民票の写し、戸籍謄本・抄本（戸籍の附票の写しが添付されているもの）等

※2 公共料金（電気、ガス、水道、NHK受信料、固定電話料金）の領収書等で、領収日付等のご提示を受ける日前6ヶ月以内のご本人名義のものに限ります。

2. 外国政府等において重要な公的地位にある方（※3）等とのお取引に係る確認の追加

外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引の際に、複数の本人確認書類のご提示等追加の確認をさせていただきます。

追加のご対応が必要なお取引

- (1) 「外国政府等において重要な公的地位にある方」とのお取引
- (2) 「外国政府等において重要な公的地位にある方」のご家族とのお取引
- (3) 実質的支配者の方が「外国政府等において重要な公的地位にある方」またはそのご家族に該当する法人のお客様とのお取引

(※3) 外国において、元首や日本の内閣総理大臣その他の国务大臣・副大臣・衆参両議院の議長・副議長、最高裁判所の裁判官、統合幕僚長・統合幕僚副長、陸・海・空の幕僚長・幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員の職にある方などが対象になります。（過去にその地位にあった方も含みます）

3. 法人のお客様の実質的支配者の確認方法の変更

法人のお客様の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人（※4）の方のおなまえ・おところ・生年月日を確認させていただきます。

（※4）法人のお客様の議決権（株式等）のうち、25%超を保有していること等により、法人のお客様の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある個人の方をいいます。

《実質的支配者の具体例》

【お客様が資本多数決法人である場合】 株式会社、有限会社、投資法人、 特定目的会社 等	【お客様が資本多数決法人でない場合】 合名会社、合資会社、合同会社、一般社団・ 財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、 社会福祉法人 等
議決権の50%超を直接・間接的（※5）に保有する自然人がいますか？ いる → <u>その株主等の個人の方</u>	収益総額の50%超の配当を受ける自然人がいますか？ いる → <u>その個人の方</u>

↓ いない

↓ いない

議決権の25%超を直接・間接的（※6）に保有する自然人がいますか？ いる → <u>該当する全ての株主等の個人の方</u>	収益総額の25%超の配当を受ける自然人がいますか？ いる → <u>該当する全ての個人の方</u>
--	--

↓ いない

+ または

出資、融資、お取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響を有すると認められる自然人がいますか？（例 大口債券者、創業者等） いる → <u>その個人の方</u>

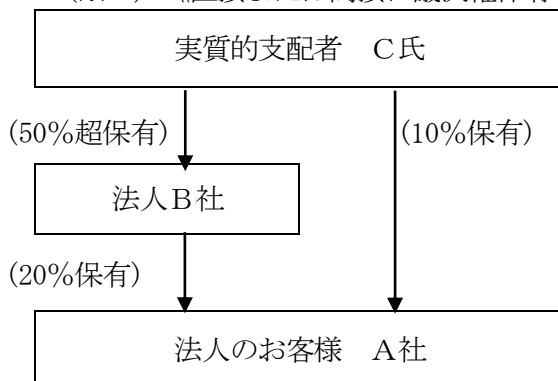
↓ いない

↓ いない

法人を代表しその業務を執行する個人の方（代表取締役等）

（※5）間接保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます。

（※6）《直接または間接に議決権保有（25%超）の実質的支配者の例》



C氏はA社の議決権を10%保有、また、B社（50%超の議決権を保有）を通じてA社の議決権20%を間接保有

C氏は、A社の議決権30%を直接または間接に保有していることから、A社の実質的支配者に該当

4. 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更

法人のお取引担当者様が当該法人のために取引の任に当たっていることや正当な取引権限を持っていることを確認する方法が変更されます。

改正後 (平成28年10月1日以降)	改正前 (平成28年9月30日まで)
変更なし	お取引担当者様が当該お客様が作成した委任状を有している
お取引担当者様が当該お客様の「 <u>代表権を有する役員</u> 」として登記されている	お取引担当者様が当該お客様の役員として登記されている
<u>社員証等による確認はできなくなります</u>	お取引担当者様が法人が発行した社員証等を有している

5. 公共料金、入学金・授業料等を納付する際のお取引時確認の簡素化

次の公共料金、入学金・授業料等を現金納付する際の「お取引時確認」が不要になります。

公共料金	・電気、ガス又は水道水の料金の支払に係るもの (NHKの受信料や電話料金の支払いに係るものはお取引時確認が必要です)
入学金・授業料等	・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学または高等専門学校に対するもの (幼稚園、専修学校は該当しません)

お客様へのお願い

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が施行される平成28年10月1日以降に口座を開設される時や融資を受けられるときは、すでにお取引をいただいているお客様においても、今回追加される確認事項の確認が必要になります。
2. お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
3. 当金庫では、今回の改正に伴い、ご不便をおかけすることがないように、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行日前から、今回追加される確認事項を事前に確認させていただくことがあります。
4. 上記以外にも必要に応じて確認させていただくことがあります。

詳しくは、営業担当者、窓口にお問い合わせください。